（第六面）

受付番号	受付年月日	届出番号
※	※	

◎　その他の事項

変更後

変　更　年　月　日　　－　　年　　月　　日

□	住宅に人を宿泊させる間、不在（法第１１条第１項第２号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない		
□	賃借人に該当する	□	賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している
□	賃借人に該当しない		
□	転借人に該当する	□	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している
□	転借人に該当しない		
□	住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当する	□	規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない（当該規約に住宅宿泊事業についての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む。）
□	住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当しない		

変更前

□	住宅に人を宿泊させる間、不在（法第１１条第１項第２号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない		
□	賃借人に該当する	□	賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している
□	賃借人に該当しない		
□	転借人に該当する	□	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している
□	転借人に該当しない		
□	住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当する	□	規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない（当該規約に住宅宿泊事業についての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む。）
□	住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当しない		

確認欄 ※

備考

1　各面共通事項

①　届出者は、＊印の欄には記入しないこと。

②　「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「０」を記入すること。

（記入例）　S　6 0 年　0 1 月　0 1 日
［昭和60年１月１日の場合］

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

③　氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入すること。

④　「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）　東京都千代田区霞が関２－１－３

2　第一面関係

①　法人番号は、届出者が法人である場合にのみ記入すること。
※法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号。（商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に１桁を付加したもの）

②　商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」の欄も、上段から左詰めで記入すること。

③　代表者又は個人に関する事項の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3　第二面関係

①　法定代理人の代表者に関する事項（法人である場合）の届出は、届出者が法人である場合にのみ記入すること。

②　商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。

③　法定代理人の代表者に関する事項（法人である場合）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。

ア　代表者に交代があった場合
「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者の氏名に変更があった場合
「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4　第三面関係

①　第三面は、届出者が法人である場合にのみ記入すること。

②　法定代理人の役員に関する事項（法人である場合）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。

ア　代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ　代表者以外の役員を削減した場合